

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を愛知県半田市、蒲郡市及び豊橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、厳しい環境下で働く港湾労働者の福祉の向上を期すため、福利厚生事業を推進し、港湾労働者の労働環境の向上、就労意欲の増進を図ることにより、名古屋港を始めとする県内の港湾が、県内外の産業を支える国際物流拠点として発展することを通じて、地域経済・国民経済の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾労働者の生活の安定に資する事業
- (2) 港湾労働者の健康維持増進に資する事業
- (3) 港湾労働者の自己啓発、余暇活動に資する事業
- (4) 港湾労働者の労働災害防止に資する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定める財産管理運用規程により、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理運用しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(特別の利益供与の禁止)

第6条 法人は、法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、法人の役員等及び評議員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して、特別の利益を与えることができない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告書

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 11 条 この法人に評議員 30 名以上 32 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第 179 条から第 195 条までの規定に従い評議員会の決議により行う。

2 評議員は法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

4 評議員に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記をしなければならない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と判断したとき。
 - (2) 評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に評議員会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、評議員会の日の 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、会議のつど、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第 20 条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、一般法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで

の者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第 24 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか評議員会において定める評議員会規則による。

第 6 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 21 名以上 23 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第 26 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は、3 親等内の親族、その他特殊な関係にある者の合計数は、総理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 5 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊な関係がある者を含む。)並びに法人の使用人が含まれてはならない。また、各

監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

- 6 役員に変更が生じたときは、2 週間以内に変更の登記をしなくてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、副理事長においては理事長を補佐し、専務理事においては理事長及び副理事長を補佐し、理事長又は副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を行う。
- 4 理事長並びに副理事長及び専務理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 29 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 31 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 32 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める。
- 3 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することがある。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問及び相談役)

第 33 条 この法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 3 顧問及び相談役は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において選任する。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償するこ

とができる。

(顧問及び相談役の任期)

第 34 条 顧問及び相談役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結の時までとする。その理事会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

2 顧問及び相談役は、特段の事情がある場合には、理事会で任期を変更することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長、専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(開催)

第 37 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、役員に対して、理事会の目的たる事項、日時、場所等を示して、書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 40 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事(以下「議決に加わることができる理事」という)の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数を

もって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 44 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 46 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補 則

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は伊藤 正(理事長)、業務執行理事は系井辰夫(副理事長)、荻原 茂(副理事長)、山本雅史(副理事長)及び丸井康夫(専務理事)、会計監査人は優成監査法人とする。
- 4 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。
杉浦 派、深谷 豊、榊原高明、横田 敦、若野英樹、武藤正春、中村隆至、中川 眞、中村照雄、伊藤 清、田原典人、窪田行恭、水谷治司、杉田慶太郎、大久保資吉、野間慶政、森 一洋、林田 諭、野口 順、後藤幸雄、山北隆一、川崎敏男、山本仁士、津田 健、牧原直樹、三浦宏利、水野義忠、杉廣 将、平野正幸、斎竹孝宏

別表 基本財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	住友信託銀行 30,000,000 円 中央三井信託銀行 20,000,000 円